様式第２号（第１０条関係）

　　　　　特定建設工事共同企業体協定書（乙）

（目的）

第１条　当特定建設工事共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

⑴　武雄市発注に係る　　建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負

⑵　前号に附帯する事業

（名称）

第２条　当特定建設工事共同企業体は、　　特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を　　市　　町　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、　　　　年　　月　　日に成立し、建設工事の請負契約の履行後３月を経過するまでの間は解散することができない。

２　建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所　在　地　　　県　　市　　町

商号又は名称　　　　　株式会社

代　表　者

所　在　地　　　県　　市　　町

商号又は名称　　　　　株式会社

代　表　者

所　在　地　　　県　　市　　町

商号又は名称　　　　　株式会社

代　表　者

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担工事額）

第８条　各構成員の建設工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

工事

商号又は名称　　　　　株式会社

工事

商号又は名称　　　　　株式会社

工事

商号又は名称　　　　　株式会社

２　前項に規定する分担工事の価額については、次条の運営委員会にて別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員を持って運営委員会を設け、第１条に規定する建設工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第１０条　各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条　当企業体の取引金融機関は、　　　　銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第１２条　構成員は、その分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第１３条　本工事施工中発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月１回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第１４条　構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前３項の規定は、いかなる意味においても第１０条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（工事途中における構成員の脱退）

第１６条　構成員は、当企業体が第１条に規定する建設工事を完成する日までは脱退することができない。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第１７条　構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

２　前項の場合においては、第１４条第２項及び第３項の規定を準用する。

（解散後の契約不適合責任）

第１８条　当企業体が解散した後においても、当該工事につき、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１９条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

株式会社外　社は、上記のとおり　　　　特定建設工事共同企業体協定書を締結したので、その証拠としてこの協定書　通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自所持するものとする。

年　月　日

商号又は名称

代　表　者

商号又は名称

代　表　者

商号又は名称

代　表　者